

【様式2】「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」30年度事業実績及び元年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(H30年度末)	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R元.9月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R元年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
1	1	①情報提供・相談体制の強化	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村や当所の職員の現行制度の理解を深める。 ◆民生児童委員対象に制度の説明	・制度の周知の拡大 ・町村及び福祉保健所職員による制度の説明や対応力の向上 ・ホームページや窓口での「しおり」の設置の効果について検証が必要。	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼した。 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村職員に現行制度について説明をした。	・相談時に必要な情報が提供できた。 ・様々な機会を捉えて制度の周知の機会を持つことと継続性が必要 ・制度の周知の成果がわかりづらい	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村や当所の職員の現行制度の理解を深める。 ◆民生児童委員対象に制度の説明	・制度の周知の拡大 ・町村及び福祉保健所職員による制度の説明や対応力の向上 ・ホームページや窓口での「しおり」の設置や周知方法の効果について検証が必要。	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ◆「しおり」を窓口へ設置 ◆相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村職員に現行制度について説明	・相談時に必要な情報が提供できた。 ・町村及び福祉保健所の職員の制度理解を深めるとともに、連携を強化する ・様々な機会を捉えて制度の周知の機会を持つことと継続性が必要	福祉保健所
2	強1	①情報提供・相談体制の強化	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆相談情報の積極的な発信 ◆療育福祉センターのホームページ等において相談に関する情報提供 ◆虐待ケースの障害児施設入所件数が増加していることから、中央児童相談所や要対協等関係機関との情報交換等を、福祉司を中心として密に行っていく。 ◆必要に応じ関係機関への訪問等を密に行う。	◆市町村や中央児童相談所等との連携 ◆中央児童相談所から詳細な情報をもたせ、対応策等について協議する。 ◆障害相談業務への理解と協力を深めよう。	◆ホームページで相談に関する情報提供 ◆リーフレット作成・配布 ◆療育福祉センター相談部(障害児部)での相談種別受付件数 養護相談 1件 非行相談 1件 障害相談 562件 育成相談 87件	◆関係機関とは密に連絡を取り合っている。	◆相談情報の積極的な発信 ◆療育福祉センターのホームページ等において障害児の医療(小児科、精神科、整形外科等)や福祉サービス、発達障害等の相談に関する情報提供	◆市町村や中央児童相談所、学校等の関係機関との連携 ◆組織改正に伴う相談窓口の変更の周知	◆ホームページで相談に関する情報提供 ◆リーフレット作成・配布	◆ホームページ等による相談窓口の周知と、4月に療育福祉センターで実施した障害者福祉事務担当者研修会で、組織改正に伴う相談窓口の変更について周知した	障害福祉課
3	1	①情報提供・相談体制の強化	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付 ◆市町村等と連携し、離婚手続き時等の機会を活用してひとり親家庭に必要な情報を提供する。 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへの掲載 ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌へ掲載 ◆センター等のPRのための手に取りやすいカードを活用した周知 ◆SNS等を活用し、広報媒体を拡大する ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携した市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知の実施	◆ひとり親家庭への支援制度の認知度向上に向けた周知の強化	◆センターへの相談件数 739件 (前年同期:1,107件) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載(4月～) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシ、カードの配布(6月)(チラシ) 配布部数 4,910部 配布先:34市町村53箇所(カード) 配布部数 4,600部 配布先:34市町村他42箇所 ◆児童扶養手当現況届に係る通知の発出の際、別途、ひとり親家庭支援施策の周知を依頼。併せて、主に次の参考資料を送付(7月) ・ひとり親家庭等就業・自立センター案内チラシ ・各施策に係る相談先等を追記した受給者に対する案内文例 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(7月) 配布部数:22,500部 配布先:34市町村他884箇所 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載(7月) ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布(7月) 配布部数 3,500部 配布先:34市町村他30箇所 ◆児童家庭課フェイスブックへの情報掲載(7月～) ・センター移動相談、「福祉のしおり」 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆市町村、専門学校訪問(センター紹介、周知協力依頼)	◆関係機関とは密に連絡を取り合っている。 ◆周知を強化しているが、相談件数の増加に結びついておらず、ひとり親家庭に必要な情報が確実に届く方策の検討が必要。 ◆相談件数は減少している。その要因は、雇用情勢の改善による社会全体における求職ニーズの減少にあると考えられる。	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付 ◆市町村等と連携し、離婚手続き時等の機会を活用してひとり親家庭に必要な情報を提供する。 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへの掲載 ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌へ掲載 ◆センター等のPRのための手に取りやすいカードを活用し、広報媒体を拡大する ◆SNS等を活用し、広報媒体を拡大する ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供のため、市町村・関係機関への訪問による制度の説明・周知の実施	◆ひとり親家庭への支援制度の認知度向上に向けた周知の強化	◆センターへの相談件数 445件 (前年同期:358件) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載(4月～) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシ、カードの配布(6月)(チラシ) 配布部数 5,570部 配布先:34市町村54箇所(カード) 配布部数 4,950部 配布先:34市町村他42箇所 ◆児童扶養手当現況届に係る通知の発出の際、別途、ひとり親家庭支援施策の周知を依頼。併せて、主に次の参考資料を送付(7月) ・ひとり親家庭等就業・自立センター案内チラシ ・各施策に係る相談先等を追記した受給者に対する案内文例 ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布(7月) 配布部数 3,500部 配布先:34市町村他876箇所 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(9月) 配布部数:22,500部 配布先:34市町村他876箇所 ◆児童家庭課フェイスブックへの情報掲載 ・センター移動相談 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆市町村、専門学校訪問(センター紹介、周知協力依頼)	◆関係機関とは密に連絡を取り合っている。 ◆相談件数は微増している。引き続き、ひとり親家庭に必要な情報が届くよう市町村・関係機関等への訪問等による制度の説明・周知を行っていく。	児童家庭課

【様式2】「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」30年度事業実績及び元年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(H30年度末)	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R元.9月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R元年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
4	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆市町村においては、全戸配布(25市町村)町内会回覧(9市町村)を行うなど、効果的な広報について関係機関と連携することができている。	◆効果的な啓発・広報方法や媒体の検討	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布 くらしネットKochi 各120,000部 (6/8、8/10、11/10、2/9の4回発行) HPでの情報発信	◆制度や相談窓口の周知が図られた。	◆市町村においては、全戸配布(27市町村)町内会回覧(16市町村)を行うなど、効果的な広報について関係機関と連携する。	◆効果的な啓発・広報方法や媒体の検討	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布 くらしネットKochi 各113,500部 (6/7発行) HPでの情報発信	◆市町村においては、全戸配布、町内会回覧を行うなど、効果的な広報について関係機関と連携することができている。	県民生活・男女共同参画課
				◆相談カードやチラシ等の掲示、設置に協力いただける店舗の更なる開拓。	◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームページ、チラシ等を活用した情報発信	◆H30年度実績 DV防止及び女性相談支援センター相談窓口周知の啓発物を配布 DV啓発カード 23,450枚 DV啓発ポスター 路線バス40台、バス待合所2ヶ所 DV啓発チラシ 2,000枚 DV啓発ポケットティッシュ作成	◆DV防止及び女性相談支援センター相談窓口周知の啓発物を配布。 ◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間中(11/12～11/25)の集中的な広報活動を行った。	◆広報紙やチラシ、ポスター、カード等の作成及び配布。 ◆公共交通機関等での広報・啓発ポスター等の掲示。 ◆TVやラジオ等の各種媒体を活用した啓発の実施。	◆被害者・加害者とならないよう、若年層からの啓発の充実・強化。 ◆男性(被害者・加害者とも)への啓発・広報の強化。	◆R1年度実績 DV防止及び女性相談支援センター相談窓口周知の啓発物を配布 DV啓発カード 23,450枚 DV啓発ポスター 路線バス40台、バス待合所2ヶ所 DV啓発チラシ 2,000枚 DV啓発ポケットティッシュ作成	◆今後とも、民間団体と連携を図り、継続した広報・啓発を実施していく必要がある。	県民生活・男女共同参画課
				◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・通年で実施中。 ・メルマガの発信(月1回、年12回) ◆広報誌(ソーレスコープ等)、各種講座を通じての広報啓発。 ・ソーレスコープの発行(年4回) ・推進月間講演会開催(6/2)	◆若年層や男性の参加者、利用者の増加を図るために、効果的な啓発・広報方法や媒体の検討。	◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・通年で実施中。 ・メルマガの発信(4～3月、計12回) ◆広報誌(ソーレスコープ等)、各種講座を通じての広報啓発。 ・ソーレスコープの発行(4月、7月、10月、1月発行) ・推進月間講演会開催(6/2) (男性参加40名、女性参加189名)	◆若年層や男性の参加者、利用者等を増加させるため、啓発・広報方法に工夫が必要。	◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・通年で実施中。 ・メルマガの発信(4～3月、計12回) ◆広報誌(ソーレスコープ等)、各種講座を通じての広報啓発。 ・ソーレスコープの発行(4月、7月、10月、1月発行) ・推進月間講演会開催(6/22)	◆若年層や男性の参加者、利用者の増加を図るために、効果的な啓発・広報方法や媒体の検討。	◆ホームページ、SNS等による広報啓発。 ・通年で実施中。 ・メルマガの発信(4～9月、計6回) ◆広報誌(ソーレスコープ等)、各種講座を通じての広報啓発。 ・ソーレスコープの発行(4月、7月発行) ・推進月間講演会開催(6/22) (男子参加者:60名、女性参加者:167名)	◆広報誌等の配布先拡大により、男性参加者数は年々増加傾向にある。 ◆今後とも、若年層や男性の参加者、利用者の増加に向けた、継続した広報・啓発を実施していく必要がある。	県民生活・男女共同参画課
				◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームページ等を活用した情報発信	◆関係機関と連携した広報活動の強化	◆チラシの配布(随時) HPでの情報発信(随時) フェイスブックの開設(6月)、情報発信(随時) 求人誌への掲載(随時) ラジオでの広報(2回) すこやか2018への出展(7月) 働き方改革推進支援センター等と連携したPR	◆応援室の利用者の増加無に家ホームページの見直し、フェイスブックでの効果的な情報発信を行ったが、訪問者数の更なる増加に向けて、工夫が必要。	◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームページ等を活用した情報発信 ◆各種イベント等へのブース出展、チラシ配布 ◆企業及び関係機関向けの事業案内冊子の配布	◆関係機関と連携した広報活動の強化 ◆認知度向上及び利用者増加に向けた広報活動の強化が必要	◆チラシの配布(随時) HPでの情報発信(随時) フェイスブックでの情報発信(随時) 求人誌への掲載(随時) ラジオでの広報(2回) すこやか2019への出展(7月)	◆イベントでのアンケート結果からまだ認知度が低いことが分かったため、更なる周知が必要	県民生活・男女共同参画課
7	1 強化情報提供・相談体制	① 情報提供の充実	イ 相談窓口の周知	◆地域住民に地域での身近な相談相手であることを知っていただくため、民生委員・児童委員の活動について広報を行う。	◆民生委員・児童委員活動への理解及び地域での浸透	各市町村において民生委員活動強化週間(5月12～18日)に合わせた清掃活動やリーフレット配布等により委員活動のPRを行った。	◆県及び市町村等で周知はしているが、活動についての理解は十分ではないところがある。	◆地域住民に地域での身近な相談相手であることを知っていただくため、民生委員・児童委員の活動について広報を行う。	◆民生委員・児童委員への理解及び地域での浸透	各市町村において民生委員活動強化週間(5月13日～17日)に合わせた清掃活動やリーフレット配布等により委員活動のPRを行った。		地域福祉政策課
				◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室、こうち男女共同参画センター、女性相談支援センター、市町村や県福祉保健所などの関係機関と連携して相談支援を実施する。 ◆相談者へのアンケートの実施、分析 ◆弁護士等による法律相談 ◆ハローワークへの出張相談等、関係機関と連携した相談機会の拡大など情報提供・相談体制の強化。	◆相談者の個々のニーズに応じた支援ができるよう、相談体制の強化、関係機関との連携を含めた支援体制の構築	◆センターへの相談件数 739件 (前年同期:1,107件) ◆相談者へのアンケート実施 ◆法律相談利用者数 弁護士、司法書士 計58人 (前年同期:73人)	◆相談件数は、減少傾向で、相談件数が増えない要因として、就業相談では、現在の雇用失業情勢を背景にハローワークでも求職者数の減少等が起こっていることなどが考えられる。 ◆相談者へのアンケートの結果では、回答者全員が利用して良かった。また、相談結果の満足度は80%以上であった。引き続き、相談者のニーズを把握し、きめ細かな対応を行っていく。 ◆活用が進んでいないセンターのサービス(役所等への同行サービスなど)についての周知を強化していく必要がある。	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室、こうち男女共同参画センター、女性相談支援センター、市町村や県福祉保健所などの関係機関と連携して相談支援を実施する。 ◆相談者へのアンケートの実施、分析 ◆弁護士等による法律相談 ◆来所が難しい方への出張相談等、関係機関と連携した相談機会の拡大など情報提供・相談体制の強化。	◆相談者の個々のニーズに応じた支援ができるよう、相談体制の強化、関係機関との連携を含めた支援体制の構築	◆センターへの相談件数 445件 (前年同期:358件) 同行支援 1件 ◆相談者へのアンケート実施 ◆法律相談 法律相談利用者数:30人 うち養育費に係る相談:8人 (弁護士:20人・司法書士:10人) (前年同期:29人 (弁護士:15人、司法書士:14人)	◆活用が進んでいないセンターのサービス(役所等への同行サービスなど)についての周知を強化していく必要がある。 ◆法律相談(弁護士)は、事業を開始したH29から安定して利用実績があげている。	児童家庭課

【様式2】「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」30年度事業実績及び元年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(H30年度末)	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R元.9月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R元年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
11	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ 県福祉保健所における相談	<ul style="list-style-type: none"> ◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ◆制度利用の相談時には、町村、関係機関と十分な連携を図り対応する。 ◆相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村窓口と緊密に連携していく。 ◆所内での情報の共有化 ◆所内職員への周知 ◆所内での事例検討の開催 ◆生活保護担当との情報共有及び連携 ◆適切な対応ができるように職員との相談対応能力の向上 ◆制度についての所内勉強会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援制度活用が少ない町村担当者への理解促進 ・各支援制度の把握と活用 ・対象者への制度の周知 ・所内でのスムーズな情報の共有化 ・市町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・福祉保健所職員の制度理解を含めた相談能力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受け、支援制度の活用支援 ・市町村、関係機関と十分な連携を図り相談対応を行った。 ・生活保護担当等と制度の情報共有を行い、対象者への情報提供を依頼した。 ・生活保護等所内勉強会を行い、ひとり親家庭への支援についての理解を深めた。 ・担当者に参加した。 【安芸福祉保健所】 ・自立支援教育訓練給付金相談1件(実施1件) ・高等職業訓練促進給付金相談1件(実施1件) ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談5件(実施4件) 【中央東福祉保健所】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談1件(実施1件) 【中央西福祉保健所】 ・自立支援教育訓練給付金相談3件(実施1件) ・高等職業訓練促進給付金相談6件(実施7件) ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談4件(実施4件) 【須崎福祉保健所】 ・自立支援教育訓練給付金相談8件(実施1件) ・高等職業訓練促進給付金相談19件(実施3件) ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談15件(実施6件) 【幡多福祉保健所】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談1件(実施1件) 	<ul style="list-style-type: none"> 【安芸福祉保健所】 ・合格から入学金納付までに時間が無い場合も、町村等の迅速な対応で希望に答えることができた 【中央東福祉保健所】 ・数年ぶりの貸付希望者であり、町と連携し適切な貸付につながった。また、本貸付事務等をおとして、町及び当所職員の制度の理解を深める機会となった。 引き続き、町村に対し事業の周知を図り、貸付を必要とする対象者が制度に繋がれるよう、町村との連携を充実する。 【中央西福祉保健所】 ・町村との情報共有や連携がスムーズにでき、自立支援教育訓練給付や高等職業訓練促進給付金の利用につながっている。 【中央西福祉保健所】 ・町村との情報共有や連携がスムーズにでき、自立支援教育訓練給付や高等職業訓練促進給付金の利用につながっている。 【須崎福祉保健所】 ・至急対応が必要な事例には早急に面接し対応ができた。 ・必要に応じて関係者間での連携を促進することで、相談体制の更なる充実が望まれる。 【幡多福祉保健所】 ・町村と連携し、申請者の制度利用につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ◆市町村担当者(保健師等)で制度について説明 ◆制度利用の相談時には、町村、本課、関係機関と十分な連携を図り対応する。 ◆相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村窓口と緊密に連携していく。 ◆所内での情報の共有化 ◆所内職員への周知 ◆所内での事例検討の開催 ◆生活保護担当との情報共有及び連携 ◆適切な対応ができるように職員の相談対応能力の向上 ◆制度についての所内勉強会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援制度活用が少ない町村担当者への理解促進 ・各支援制度の把握と活用 ・対象者への制度の周知 ・所内でのスムーズな情報の共有化 ・市町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・福祉保健所職員の制度理解を含めた相談能力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・町村と連携して支援制度の活用を支援した ・市町村、関係機関と十分な連携を図り相談対応を行った ・生活保護担当と制度の情報共有を行った ・「市町村母子保健担当者」でひとり親家庭支援制度について説明 ・生活保護担当と制度の情報共有を行った ・担当者に参加し制度の理解を深め必要な事務手続きの基礎を学んだ。 ・職員間で適宜関係資料を回覧 【安芸福祉保健所】 ・高等職業訓練促進給付金相談1件(実施0件) ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談1件(実施0件) 【中央東福祉保健所】 ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談3件(実施1件) ・高等職業訓練促進給付金相談1件(実施1件) 【中央西福祉保健所】 ・自立支援教育訓練給付金相談1件(実施1件) ・高等職業訓練促進給付金相談6件(実施6件) ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談3件(実施2件) 【須崎福祉保健所】 ・自立支援教育訓練給付金相談0件(実施0件) ・高等職業訓練促進給付金相談8件(実施2件) ・母子父子寡婦福祉資金貸付相談5件(実施3件) 【幡多福祉保健所】 相談なし 	福祉保健所	
12	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ 教育関係機関における相談	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの学校への配置 小:192校、中:107校、高:36校、特支14校(全校種配置率100%) ・アウトリーチ型SCの配置 8市 ・SC研修講座 年6回 ・SSWの市町村・学校への配置 33市町村(学校組合) 県立学校21校 (未配置市町村にはチーフSSW10名が対応) ・SSW研修協議会 年1回 ・相談支援体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会 6ブロック 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門人材の確保が困難なため、SC、SSWの配置拡大が厳しい状況にある。 ・SC、SSWの専門性のさらなる向上を図る必要がある。 ・SC、SSWをより効果的に活用できるようにするために、SC、SSWと教職員との連携強化を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの学校への配置 小:192校、中:107校、高:37校、特支14校(全校種配置率100%) ・アウトリーチ型SCの配置 8市 ・SC研修講座 6回実施 ・SSWの市町村・学校への配置 33市町村(学校組合) 県立学校21校 (未配置市町村にはチーフSSW10名が対応) ・SSW研修協議会 1回実施 ・相談支援体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会 6ブロックで実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC、SSWの配置拡充が進み、相談対応体制が充実した。 ・SC、SSWを対象とした研修会の実施により、相談対応力の向上と連携強化が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの学校への配置 小:190校、中:107校、高:36校、特支14校(全校種配置率100%) ・アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SC研修講座 6回実施 ・SSWの市町村・学校への配置 35市町村(学校組合) 県立学校24校 ・SSW連絡協議会 1回実施 ・相談支援体制の充実(チーム学校)に向けた連絡協議会 2ブロックで実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門人材の確保のため、県内外の大学や関係団体との連携強化に努めることが重要である。 ・SC、SSWの専門性のさらなる向上のため、県の教育課題や個々の課題意識に合った研修テーマを設定する。 ・相談支援体制の充実のために、学校とSC、SSWが効果的に連携した支援体制の構築を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SCの学校への配置 小:190校、中:107校、高:36校、特支14校(全校種配置率100%) ・アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SC研修講座 2回実施 ・SSWの市町村・学校への配置 35市町村(学校組合) 県立学校24校 ・SSW連絡協議会 1回実施 	人権教育課	
13	1 情報提供・相談体制の強化	2 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ 市町村社会福祉協議会等における相談	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立相談支援事業委託 ◆町村社協へのヒアリング 自立相談支援事業を委託する16町村社協を訪問し、事業実施上の課題等を把握するとともに今後の事業への助言指導につなげる。 ◆市へのヒアリング 事業実施上の課題等を把握するとともに、任意事業未実施の市に対しては実施に向けて積極的に取り組むよう働きかける。 ◆生活困窮者自立相談支援機関協議会全体会開催 ◆生活困窮者自立相談支援機関協議会ブロック会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立相談支援事業委託(16町村社協) 新規相談受付件数 984件 プラン作成件数 86件 ◆町村社協へのヒアリング 16町村社協 5/11~6/18 (計8日間) ◆市へのヒアリング 11市 5/18~6/12 (計5日間) ◆生活困窮者自立相談支援機関協議会全体会開催 8/8 参加者 72名 ◆生活困窮者自立相談支援機関協議会ブロック会開催 10/26 中央西 62名 11/29 幡多 20名 2/12 中央 35名 2/12 須崎 26名 3/5 東部 24名 	<ul style="list-style-type: none"> ◆町村社協へのヒアリング 就労・家計に関する相談は一定あるものの、プランの作成が少ない状況であり、さらなる支援員のノウハウ習得、スキル向上を図る必要がある。 ◆市へのヒアリング 市によって任意事業に対する取り組み意識に差があるため、ブロック会等にて任意事業への理解を促し、実施に向けてさらに働きかける。 ◆人材養成を強化していくため、研修内容の充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立相談支援事業委託 ◆町村社協へのヒアリング 自立相談支援事業を委託する16町村社協を訪問し、事業実施上の課題等を把握するとともに今後の事業への助言指導につなげる。 ◆市へのヒアリング 事業実施上の課題等を把握するとともに、任意事業未実施の市に対しては実施に向けて積極的に取り組むよう働きかける。 ◆生活困窮者自立相談支援事業従事者研修会開催 ◆生活困窮者自立相談支援機関協議会ブロック会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ◆従事者研修については、現場の実情に沿ったものとなるよう、支援員の意見を踏まえたうえで、内容を組み立てていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立相談支援事業委託(16町村社協) 新規相談受付件数 397件 プラン作成件数 43件 ◆町村社協へのヒアリング 16町村社協 5/15~6/18 (計9日間) ◆市へのヒアリング 10市 5/15~6/20 (計5日間) ◆生活困窮者自立相談支援事業従事者研修会開催 12/24 (予定) ◆生活困窮者自立相談支援機関協議会ブロック会開催 11/26 中央西(予定) 11/29 幡多(予定) 12/4 東部(予定) 2/12 須崎(予定) 2/14 中央(予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆町村社協へのヒアリング 支援員の人事異動等による支援の質の低下を防ぐため、研修等によりノウハウ習得、スキル向上を図る必要がある。 ◆市へのヒアリング 任意事業(就労準備、家計改善)完全実施のため、未実施市とは日頃より、情報共有など緊密に連携を図る必要がある。 ◆ひきこもり支援については、各自立相談支援機関とも、人員不足やノウハウ不足などにより苦慮しているため、人員配置や人材養成の充実を図る必要がある。 	福祉指導課	

【様式2】「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」30年度事業実績及び元年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(H30年度末)	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R元.9月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R元年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
14	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	◆専門的な人材の育成と専門性の向上 市町村職員研修会において療育福祉センター障害相談部門の実施する専門的支援の内容を、より丁寧に説明し、周知。 地域に向き、保育園や学校等と連携。	◆身体障害者更生相談所業務に関わる市町村職員の専門性の向上に向け、日々の業務の中で困りごとなどに気を配り、適切な助言等を行う。またテーマを決めて研修会を行うことも検討。 ◆関係機関を訪問し、相談部の児童支援の専門性を理解してもらい、活用してもらえるようにしていく。	◆市町村職員研修会 5月7日 安芸福祉保健所 11名 4月27日 幡多児童相談所 8名 4月23日 中央東福祉保健所 11名 5月11日 須崎総合保健センター 24名 ◆フォローアップ相談 8回14件 ◆巡回相談 2件	◆フォローアップ相談、巡回相談の日程を事前に決めていないので、保護者の都合に合わせて設定することができる。	◆専門的な人材の育成と専門性の向上のため、更生医療や補装具に関する市町村職員研修会を開催する。 ◆身体障害者更生相談所において、補装具、更生医療に関する相談に対応する。 ◆発達障害者支援センターにおいて、発達障害児・者とその家族や支援者からの相談に対し、助言や情報の提供、専門的なアセスメントに基づいた個々の特性に応じた支援を行う。 ◆発達に心配のある親とその家族からの診療相談に応じ、予約を受けると共に早期支援につなげる。また、診療後社会資源の情報提供を行う	◆身体障害者更生相談所業務に関わる市町村職員の専門性の向上に向け、日々の業務の中で困りごとなどに気を配り、適切な助言等を行う。	◆市町村職員研修会 4月17日 療育福祉センター 4月19日 幡多児童相談所 ◆市町村からの更生医療電話相談件数 R元.9月末現在 91件 ◆発達障害者支援センターでの相談件数 電話相談:110件 来所相談:65件 訪問:1件 その他:6件 ◆地域連携室での相談件数 診療相談64件 情報提供 手当関係75件 事業所関係101件 手帳関係36件	◆療育福祉センターと中央児童相談所の合築整備により、平成31年4月から障害児も含め、子どもの相談窓口は児童相談所に一元化。療育福祉センターでは、医療や福祉サービスに関する専門的な相談対応を実施。 ◆療育福祉センター内の発達障害者支援センターで、発達障害のある方に専門的な相談支援機関として、さらに周知する必要がある。 ◆地域連携室で初回診療待ちの親子たちに対し、診療前早期支援(乳幼児の気付きからの支援事業)を案内し、希望書に対し、早期支援が実施できている。 面接34件、セッション2件	障害福祉課
15	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有しておく。 ◆一時保護所や自立支援施設の入所者の退所後の自立を促すため、就労に向けた支援を強化する。	◆相談内容に応じ、有効な情報提供ができるよう、各相談窓口間のネットワークの形成 ◆ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との連携も図りながら、求人や職業訓練等の情報を提供し、きめ細かい就労支援を行う。 ◆小さな子ども連れ等の、入所者の実情に応じた雇用の受入を民間企業に働きかける。	◆消費生活センター等の各相談窓口で受付けた内容に応じ、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに繋いだ。 ◆女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐようにした。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有した。	◆引き続き、各関係窓口間の情報共有・提供を行い、連携していくことが必要。	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有しておく。 ◆一時保護所や自立支援施設の入所者の退所後の自立を促すため、就労に向けた支援を強化する。	◆相談内容に応じ、有効な情報提供ができるよう、各相談窓口間のネットワークの形成 ◆ハローワークや「高知家の女性しごと応援室」、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等の関係機関との連携も図りながら、求人や職業訓練等の情報を提供し、きめ細かい就労支援を行う。 ◆小さな子ども連れ等の、入所者の実情に応じた雇用の受入を民間企業に働きかける。	◆女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で受付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐようにした。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有した。	◆引き続き、各関係窓口間の情報共有・提供を行い、連携していくことが必要。	県民生活・男女共同参画課
				◆引き続き、各関係窓口間の情報共有・提供を行い、連携していくことが必要。	◆引き続き、各関係窓口間の情報共有・提供を行い、連携していくことが必要。	県民生活・男女共同参画課						
16	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	イ ひとり親家庭を支援する関係者の資質向上	◆母子父子自立支援員など関係職員への研修会の実施や研修会への参加	◆市町村、県福祉保健所などの関係機関との情報共有、連携 ◆市町村、県福祉保健所担当者への理解促進	◆ひとり親家庭福祉事務担当会の実施(5/30、6/4) 参加者69名 ◆四国ブロック母子・父子自立支援員等研修会への参加(10/12) ◆ひとり親家庭等福祉事務担当者研修会の実施(1/23) 参加者33名	◆県主催の研修会では、市町村職員及び県福祉保健所職員等を対象に、母子父子寡婦福祉資金貸付事務や養育費相談、ひとり親家庭支援のための基礎知識など相談業務における資質の向上を図った。	◆母子父子自立支援員等関係職員への研修会の実施や研修会への参加	◆市町村、県福祉保健所などの関係機関との情報共有、連携 ◆市町村、県福祉保健所担当者への理解促進	◆ひとり親家庭福祉事務担当会の実施(4/17) 参加者40名 ◆ひとり親家庭福祉事務担当会の実施(5/29、5/30) 参加者63名	◆事業担当がそれぞれ制度改正となった部分などを中心に説明することで、参加者(市職員、県福祉保健所職員等)のひとり親家庭等に関する事業の全般的な知識・理解が深まった。	児童家庭課

【様式2】「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」30年度事業実績及び元年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(H30年度末)	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R元.9月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R元年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
17	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	ア ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援 ○ 就業情報の提供、就業のあっせん ○ 移動相談の実施 ○ 無料職業紹介事業の充実	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室等と連携して、相談者のニーズに応じた支援を行う ◆移動相談の拡充 ・移動相談の広報を市町村等に依頼(広報誌・チラシ配布) ・予約制の導入により、費用対効果の向上等を図ることを検討 ◆無料職業紹介事業 ・事業主に対し、ひとり親の雇用した場合に支給される助成制度の説明やひとり親の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動に合わせ、求人企業開拓を行う。	◆センターの広報の充実 ◆継続的に連絡がとれる就業相談者が少ないことから、求人情報の定期的な提供等の継続的支援が十分にできていない。 ◆スキル不足等のため、就職決定に至らない相談者へのコンサルティング等の専門的支援が十分にできていない。 ◆移動相談の相談者が少ないようなら、相談方法について検討していく必要がある。	◆就業相談、就業情報の収集・提供、就業あっせん ◆他の就業支援機関と連携した就業支援 ◆市町村・ハローワーク等での移動相談実施 ◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との連絡会の実施 ・新規求職者数: H30: 38人(H29: 66人) ・就職者数: H30: 33人(H29: 38人) ・就職率: H30: 86.8%(H29: 57.6%) ・移動相談: H30: 24回実施、相談者数13人(H29: 23回実施、相談者数14人) ・無料職業紹介事業求人登録件数: H30: 836件(H29: 781件) 新規求職者数: 38人 (前年同期: 66人) 就職者数: 33人 (前年同期: 38人) 訓練等に繋がった: 3人	◆連絡会においては、各機関から、連携の実施について肯定的な意見が出された。 特に高知家の女性しごと応援室との連携については、例えば、①応援室で求人先が決定した相談者に対する無料紹介状の発行をセンターが行うことや②センターに来所した相談者に対し応援室のキャリアコンサルティングによる適性検査等のサービスを案内することなど、連携を強化していくことが確認された。物理的に同一の建物内に設置されているため連携が行い易い環境にあることから、相互に補完し合う関係を強化していく。 ◆就職が決まらない要因や家庭の状況等を確認しながら、ニーズに応じた求人情報の提供やセミナー等の案内などを行うとともに、キャリアコンサルティング等専門的な支援が必要な方へは他の就業支援機関と連携して支援を行っていく。 ◆移動相談の相談者が少ないため、費用対効果の観点から予約制を導入し、移動相談は児童扶養手当現況届提出時期に実施するとともに、相談者の元へ出向出張相談に変更する。 ◆引き続き、ひとり親の雇用について理解のある受け入れ事業所を増やしていく必要がある。	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室等と連携して、相談者のニーズに応じた支援を行う ◆出張相談・移動相談の広報を行うとともに市町村等に依頼 ◆無料職業紹介事業 ・事業主に対し、ひとり親の雇用した場合に支給される助成制度の説明やひとり親の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動に合わせ、求人企業開拓を行う。	◆センターの広報の充実 ◆相談者へのコンサルティング等の専門的支援が必要な場合に、他の就業支援機関との連携 ◆市町村・ハローワーク等での移動相談実施 ・新規求職者数: 26人(H30: 25人) ・就職者数: 19人(H30: 23人) ・訓練等に繋がった: 1人 ・就職率: 73.1%(H30: 92%) ・移動相談: 6回実施、相談者数1人(H30: 15回実施、相談者数12人) ・出張相談: なし ・無料職業紹介事業求人登録件数: 399件(H30: 284件)	◆就職までの支援や就職後のアフターフォローなど継続的な支援ができるような関係をつくっていくとともに、他の就業支援機関と連携して就職へつなげていく。 ◆移動相談は、児童扶養手当現況届提出期間に合わせて実施したが、相談者がほほなかつた。今後の実施について検討していく必要がある。	児童家庭課	
18	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	イ 高知家の女性しごと応援室による就業支援	◆より安定的にきめ細かな支援を提供 ◆子育て支援センター等の訪問や、子育て女性再就職支援イベントの開催等による潜在的な女性労働力の掘り起こし ◆就職者へのアフターフォロー&キャリア形成支援の実施	◆利用者の増に向けたPRの強化	◆新規相談者数 459人(累計1,962人) 相談件数 1,504件(累計5,975件) 就職者数 161人(累計668人) ◆体制の強化(H29: 7名→H30: 10名) ◆子育て支援センター等の訪問: 120回 ◆子育て女性再就職支援イベントの開催(7/21,22) ◆アンケート等による就職者へのアフターフォロー等の実施	◆利用者の増に向けたPRの強化	◆より安定的にきめ細かな支援を提供 ◆東部・西部・中部への出張相談の実施 ◆子育て支援センター等の訪問や、子育て女性再就職支援イベントの開催等による潜在的な女性労働力の掘り起こし ◆就職者へのアフターフォロー&キャリア形成支援の実施	◆利用者の増に向けたPRの強化 ◆相談件数 826件(累計6,801件) 就職者数 59人(累計727人) ◆出張相談回数: 17回 ◆子育て支援センター等の訪問: 105回 ◆就職者へのアフターフォロー等の実施	◆利用者の増に向けたPRの強化	県民生活・男女共同参画課	
19	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	ウ 臨時的任用職員等の雇用に関する情報提供	◆県の臨時的任用職員等の求人情報をひとり親家庭等就業・自立支援センターへ提供する。 ◆市町村に対して臨時的任用職員求人情報提供の依頼を行う。	◆臨時的任用職員求人情報の提供市町村の拡大	市町村に求人情報の提供に関する調査を実施した。(提供できない理由) ・当該市町村の住民を優先雇用 ・広報誌等で募集 ・人材バンク制での採用 ・ホームページで募集 ・ハローワークHPで検索してほしい など 条件付きの求人も可であることを周知 ⇒提供市町村: 6増 (前年同期: 2市町村) ◆行政機関からの臨時的任用職員等の求人情報提供件数: 826件 (うち就職者数: 1人) ◆市町村臨時的任用職員の求人情報提供状況: 8市町村 (これまで提供のあった市町村: 9市町村)	◆人材バンク制やホームページで独自の募集を行っている市町村は、センターで人材バンク制等の紹介を行うことにより、対応していく。 ・人材バンク制を採用: 3か所 ・ホームページで募集: 4か所 ・条件付き募集: 4か所	◆県の臨時的任用職員等の求人情報をひとり親家庭等就業・自立支援センターへ提供する。 ◆市町村に対して、臨時的任用職員等求人情報提供について依頼	◆臨時的任用職員等求人情報未提供市町村への働きかけ ◆行政機関からの臨時的任用職員等の求人情報提供件数: 390件 (うち就職者数: 1人) 内訳: 県351件、市町33件、国6件 ◆市町村臨時的任用職員の求人情報提供状況: 3市町村	◆臨時的任用職員求人情報の提供市町村を拡大するため、引き続き協力依頼を行う。	児童家庭課	
20	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	エ 生活困窮者自立支援制度による就業支援	◆町村社協へのヒアリング 就労支援の積極的な活用を図るため課題等を把握し、今後の事業への助言指導につなげる。 ◆認定就労訓練事業所の積極的な活用と開拓	◆認定就労訓練事業所を各地域に設けること。	◆町村社協へのヒアリング 16町村社協 5/11~6/18 (計8日間) ◆認定就労訓練事業所 新規 2事業所 合計 8事業(県認定5、高知市認定3)	◆就労支援の対象となる者が少ないことから、自立相談支援機関のみならず、地域の関係機関との連携したアウトリーチなどにより、新たな対象者の把握や事業の利用動向に積極的に取り組むよう働きかける。 ◆自主事業である認定就労訓練事業は事業所の負担が大きいため、新たな認定に向け、各事業所に対し当事業の理解を深めていくことが必要。	◆町村社協へのヒアリング 就労支援の積極的な活用を図るため課題等を把握し、今後の事業への助言指導につなげる。 ◆認定就労訓練事業所の積極的な活用と開拓	◆町村社協へのヒアリング 16町村社協 5/15~6/18 (計9日間) ◆認定就労訓練事業所 新規 1事業所 合計 10事業所 (県認定6、高知市認定4)	◆就労支援の対象となる者が少ないため、就労支援が必要と思われる者に対して積極的に事業の利用動向を行うよう働きかける。 ◆自主事業である認定就労訓練事業は事業所の負担が大きいため、新たな認定に向け、各事業所に対し当事業の理解を深めていくことが必要。	福祉指導課	
21	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	オ 自立支援プログラム策定による支援	◆ハローワーク等の関係機関との連携、制度の周知を行うとともに、就業による自立が見込まれるひとり親に働き掛けている。	◆プログラム対象者のニーズの把握。	◆支援要請者 0人 ◆就職者数 0人 (前年同期: 支援要請者1人 就職者数0人)	◆自立支援の実効性を高めるためには、相談者のインテークの際に、課題や目標を可視化し、相談者と共有することが必要	◆課題や目標を共有する「プランシート」を新たに作成し、原則全ての就業相談に対して活用	◆「プランシート」による支援についての検証。 ◆支援要請者 4人 ◆就職者数 1人	◆「プランシート」を活用し、支援要請者と目標等を共有しながら、就職まで継続的な支援ができるように、さらに情報収集、情報提供を行っていく必要がある。	児童家庭課	

【様式2】「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」30年度事業実績及び元年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(H30年度末)	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R元.9月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R元年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
22	2	就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援 ア 資金面での支援 ○ 自立支援教育訓練給付金事業 ○ 高等職業訓練促進給付金等事業 ○ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ○ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金)	◆ 自立支援教育訓練給付金事業の実施 ◆ 高等職業訓練促進給付金事業の実施 ◆ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ◆ 認知度向上及び利用者数増加のための広報用リーフレットの内容の見直し	◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用件数が伸び悩んでいるため、周知の強化が必要。	◆ 自立支援教育訓練給付金 ・利用者数: H30:19人(H29:9人) (市分16人、町村分3人) ◆ 高等職業訓練促進給付金 ・利用者数: H30:92人(H29:105人) (市分79人、町村分13人) ・資格取得者数: H30:34人(H29:20人) ・正規雇用者数: H30:29人(H29:16人) ◆ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ・利用者数: H30:18件(H29:33件) ◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・利用者数: H30:0人(H29:0人) ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金) ・貸付人数: 7人(高知市を除く) ◆ 給付金等制度周知用のリーフレットを作成し、市町村、専門学校等の関係機関へ配布(7月)	◆ 自立支援教育訓練給付金事業の拡充もあり、利用者が伸びている。 ◆ 高等職業訓練促進給付金事業について、看護師等の資格取得の潜在的ニーズに対応するための利用促進を行う。 ◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用件数が伸び悩んでいるため、周知の強化が必要。 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度貸付人数は、対前年同期比63.6%で減少傾向(前年同期:11人)	◆ 自立支援教育訓練給付金事業の実施 ◆ 高等職業訓練促進給付金事業の実施 ◆ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ◆ 認知度向上及び利用者数増加のための広報用リーフレットの内容の見直し ◆ 看護師等養成機関等への訪問活動による周知	◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用件数が伸び悩んでいるため、周知の強化が必要。	◆ 自立支援教育訓練給付金事業 ・利用者数4人(市分3、町村分1) ◆ 高等職業訓練促進給付金事業 ・利用者数61人(市分52、町村分9) ◆ 高等職業訓練促進資金貸付事業 ・貸付人数: 22人 (入学準備金9、就職準備金13) ◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・利用者数0人(町村分) ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金) ・貸付人数: 5人(高知市を除く) ◆ 給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布 配布部数 3,500部 配布先: 34市町村他35箇所	◆ 自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金事業について拡充されていることから利用者増に向け、周知の強化が必要。 ◆ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用件数が伸び悩んでいるため、周知の強化が必要。 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度貸付人数は、対前年同期比71.4%で減少傾向(前年同期:7人)	児童家庭課
23	2	就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援 イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる支援	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 2回(5月、7月) ・初心者向けパソコン体験 随時実施	◆ 受講者数増加に向け、受講者のニーズに沿った講座内容、回数拡充を検討する必要がある。	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 2回(5月、7月) 受講者: 計7人 ・初心者向けパソコン体験 随時実施	◆ 10人の枠(1回当たり5人)に対し7人の受講者がいることから、継続実施の必要性が認められる。 ◆ 他の講座についても、利用者のニーズを把握していく必要がある。	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座 2回(5月、7月) ・初心者向けパソコン体験 随時実施 ◆ アンケートの実施	◆ 受講者数増加に向け、受講者のニーズに沿った講座内容、回数拡充を検討する必要がある。	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 2回(5月、7月) 受講者: 計10人 ・初心者向けパソコン体験 随時実施	◆ 10人の枠(1回当たり5人)に対し10人の受講者がいることから、継続実施の必要性が認められる。 ◆ 他の講座についても、利用者のニーズを把握していく必要がある。	児童家庭課
24	2	就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援 イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ 公共職業訓練	年間 66コース 定員 960名 ・短期訓練 IT系 38コース 経理系 4コース 介護系 6コース 医療系その他 10コース ・長期高度人材育成コース 8コース(うち介護系2コース) ・母子枠の設定 12コース(16名)	介護系及びIT系で定員未充足による中止が続いているため、応募者増に向けた工夫が必要。	委託訓練の実施状況 ・短期訓練 IT系 30コース 入校者 380名 介護系 3コース 入校者 31名 医療系その他 8コース 入校者 108名 ・長期高度人材育成コース 4コース 6名(うち介護系2コース4名) ・母子優先枠の状況 利用者 2名	長期を含めた介護系は、4コース中止になっており、入校者も少なくなっている。人材不足分野というだけでコースを増やすのではなく、求職者のニーズとも照らし合わせ、来年度の計画に反映する必要がある。 また、介護以外の長期高度人材育成コースについても入校者が少ないため、ニーズの調査が必要である。	委託訓練の実施計画 年間 72コース 定員 986名 ・短期訓練 IT系 37コース 経理系 4コース 介護系 6コース 医療系その他 10コース ・長期高度人材育成コース 15コース(うち介護系2コース) ・母子枠の設定 14コース(20名)	雇用情勢が改善すると訓練希望者が少なくなる傾向にあるため、求職者のニーズに合った多様なコース設定や訓練の広報等について、国や関係機関と連携し、一体的に取り組む。	委託訓練の実施状況 ・短期訓練 IT系 16コース 入校者 215名 介護系 3コース 入校者 30名 医療系その他 3コース 入校者 45名 ・長期高度人材育成コース 9コース 30名 (うち介護系2コース7名) ・母子優先枠の状況 利用者 4名	訓練生の確保のため、引き続きニーズに合った職業訓練の実施と、周知の強化が必要	雇用労働政策課
25	2	就業支援の強化	③ 事業主への啓発の推進 ア 事業主への啓発	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行う。	◆ ひとり親を一定の条件で雇用した場合に支給される助成金制度等の周知を図り、受け入れ企業を拡大させる。	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行っている。 ・新規企業開拓数 3社	◆ 企業開拓は本計画に掲げる「事業主への啓発活動」も兼ねる取組と位置付けられるものであることから、引き続き実施していく必要がある。	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行う。	◆ ひとり親を一定の条件で雇用した場合に支給される助成金制度等の周知を図り、受け入れ企業を拡大させる。	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行っている。 ・新規企業開拓数 5社	◆ 企業開拓は本計画に掲げる「事業主への啓発活動」も兼ねる取組と位置付けられるものであることから、引き続き実施していく必要がある。	児童家庭課
26	3	経済的支援の充実	① 経済的支援の充実 ア 経済的支援制度による支援 ○ 児童扶養手当の適正な支給 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度による適正な貸付 ○ ひとり親家庭医療費の助成 ○ 児童扶養手当の支給回数の増	◆ 児童扶養手当の支給要件の見直し ・H30.8月分から全部支給に係る所得制限限度額の引き上げ ・受給者数(H30.3): 7,679人 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充 ・H30.4月から修学資金と就学支度資金の対象に大学院を追加 ・貸付人数: 272人 (高知市176、県96) ◆ ひとり親家庭医療費助成事業 ・受給対象者数(実人員): 14,284人(児童含む)	◆ 制度の周知を行うための市町村等との連携	◆ 児童扶養手当の支給 ・受給者数(H31.3): 7,296人 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付件数: 149件 ◆ ひとり親家庭医療費助成事業 ・受給対象者数(実人員): 14,269人(児童含む)	◆ 児童扶養手当の支給 ・円滑な新制度への移行ができてい ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付人数は、対前年同期比101%で増加傾向(前年同期: 147人)	◆ 児童扶養手当の支給回数 ・年3回から年6回(隔月支払)に変更 ・受給者数(H31.3): 7,296人 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充 ・H31.4月から4資金(事業開始資金、事業継続資金、生活資金、就学支度資金)の貸付限度額の引き上げ ・修業資金の償還期間延長(6年→20年) ・臨時児童扶養等資金の創設 ・貸付件数: 296人 (高知市197、県99) ◆ ひとり親家庭医療費助成事業の拡充 ・R元.7月から未婚のひとり親について ・みなし寡婦(夫)控除の適用 ・受給対象者数(実人員): 14,269人(児童含む)	◆ 制度の周知を行うための市町村等との連携	◆ 児童扶養手当の支給 ◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付件数: 45人(高知市を除く) (新規13、継続32) ◆ ひとり親家庭医療費助成事業 ・制度の拡充(R元.7月から未婚のひとり親についてみなし寡婦(夫)控除の適用)と、その広報(新聞及びSNS等の広報媒体を利用し周知)を行った。	◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付人数は、対前年同期比77.6%で減少傾向(前年同期: 58人)	児童家庭課

【様式2】「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」30年度事業実績及び元年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(H30年度末)	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R元.9月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R元年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
27	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○生活福祉資金貸付制度による適正な貸付	◆県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付事業」への相談者に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を情報提供	◆制度の周知	県社会福祉協議会で、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付を実施した。	◆母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の保証人や支払時期等の条件に合わない場合には、生活福祉資金貸付事業で対応する場合もある。	◆県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付事業」への相談者に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を情報提供。	◆制度の周知	県社会福祉協議会で、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付を実施した。		地域福祉政策課
28	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○高等学校等就学支援金等の支給 ○私立中学校等修学支援実証事業の実施 ○私立学校等授業料の減免	◆厳しい経済状況の家庭に対する経済的支援 ○私立高等学校等就学支援金事業(授業料への支援) ○私立高校生等奨学給付金事業(授業料以外の教育費への支援) ○私立中学校等修学支援実証事業(授業料への支援) ○私立学校授業料減免補助事業(授業料への支援) ※減免制度を実施する学校に補助	・私立小中学校に通う児童生徒を持つ家庭に対する更なる経済的支援	(アウトプット) 厳しい経済状況の家庭の教育費の負担軽減となったことにより、学校選択肢が広がることにつながった。 ○私立高等学校等就学支援金事業 支援実績 723,648千円(対象者4,090人) ○私立高校生等奨学給付金事業 支援実績 56,364千円(対象者605人) ○私立中学校等修学支援実証事業 支援実績 17,596千円(対象者157人) ○私立学校授業料減免補助事業 ・全ての小中高等学校において、減免制度を実施 支援実績:92,421千円(対象者1,283人)	・各事業ともに、対象となるすべての小中高等学校等に対し支援実績があり、制度の浸透がうかがえる。 ・私立中学校等就学支援実証事業は、平成30年度は所得要件、資産要件が厳しくなり、申請者数が大きく減少した。(H29:437人→H30:157人)	◆厳しい経済状況の家庭に対し経済的支援を行い、教育費の負担軽減となる ○私立高等学校等就学支援金事業(授業料への支援) ○私立高校生等奨学給付金事業(授業料以外の教育費への支援) ○私立中学校等修学支援実証事業(授業料への支援) ○私立学校授業料減免補助事業(授業料への支援)	◆厳しい経済状況の家庭に対する経済的支援 ○私立高等学校等就学支援金事業 支払実績額 231,866千円 ○私立高校生等奨学給付金事業 ・9月15日第1回分の申請書を受理(190件 18,393千円) ・11月15日第2回分申請書提出期限 ○私立中学校等修学支援実証事業 9月13日提出期限の申請書を受理(157件 17,827千円) ○私立学校授業料減免補助事業 ・全ての小中高等学校において、減免制度が実施されている。		私学・大学支援課	
29	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○高等学校等就学支援金等の支給 ○無利子奨学金の貸与	・要件を満たす希望者全員への支給・貸与 ・機会ある毎にリーフレットを配布するなど制度の周知徹底を行う。	・制度について、対象者への周知徹底を更に図る必要がある。	◆低所得世帯への支援 ・高知県高等学校等就学支援金支給 ・高知県高等学校等奨学金貸与 収入(所得)基準額へのひとり親加算 260,000円 ◆制度の周知	・要件を満たす希望者全員への支給・貸与を実施	・要件を満たす希望者への支給・貸与 ・制度の周知	・制度について、対象者への周知徹底を更に図る必要がある	◆低所得世帯への支援 ・高知県高等学校等就学支援金支給 ・高知県高等学校等奨学金貸与 収入(所得)基準額へのひとり親加算 260,000円 ◆制度の周知	・要件を満たす希望者全員への支給・貸与を実施	高等学校課
30	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○高等学校等就学支援金等の支給	◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給。		◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費を補助		◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給。		◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費を補助		特別支援教育課
31	3 経済的支援の充実	交② 流養へ育費の確保及び面会	ア 広報・啓発活動の実施	◆各種媒体を利用したひとり親家庭等就業・自立支援センターの法律相談の周知 ◆養育費相談支援センターのパンフレット配布	◆市町村との連携、広報媒体の拡大により、支援を必要としているひとり親への周知徹底を図る。	◆センターのチラシの作成、配布(6月) ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(7月) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆市町村訪問(センター紹介、周知協力依頼)	法律相談(弁護士)は、事業を開始したH29から安定して利用実績をあげている。	◆各種媒体を利用したひとり親家庭等就業・自立支援センターの法律相談の周知 ◆養育費相談支援センターのパンフレット配布	◆市町村との連携、広報媒体の拡大により、支援を必要としているひとり親への周知徹底を図る。	◆センターのチラシの作成、配布(6月) ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(9月) ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆市町村訪問(センター紹介、周知協力依頼)	法律相談の件数は、前年同期とほぼ同じで、引き続き周知を図っていく。	児童家庭課
32	3 経済的支援の充実	交② 流養へ育費の確保及び面会	イ 法律相談の充実	◆充実を図った専門的な相談体制の周知	◆周知の相手方及び手法。	◆法律相談の実施 利用者数:58人 うち養育費に係る相談:27人(弁護士:31人・司法書士:27人) (前年同期:73人 うち養育費に係る相談:25人(弁護士:32人・司法書士:41人))	◆養育費に係る相談のニーズは、高い割合が続いている。 ◆養育費の確保に向けて、法律相談だけでなくセンターの支援体制を強化する必要がある。	◆法律相談の周知 ◆養育費に関する研修会への参加	◆周知の相手方及び手法。	◆法律相談の実施 利用者数:30人 うち養育費に係る相談:8人(弁護士:20人・司法書士:10人) (前年同期:29人 うち養育費に係る相談:9人(弁護士:15人・司法書士:14人))	◆法律相談(弁護士)は、事業を開始したH29から安定した利用実績があり、今後、回数等を検討する必要がある。	児童家庭課

【様式2】「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」30年度事業実績及び元年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(H30年度末)	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R元.9月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				H30年度実施計画	実施上の課題等			R元年度実施計画	実施上の課題等			
33	4 日常生活支援の充実	①保育・子育て支援の充実	ア 保育サービス等の充実 (地域型保育等を含む) ○保育所等優先的利用の推進 ○保育サービス等の充実 ○保育料の軽減	◆保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 17市町村144か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 5市13か所 ・一時預かり 28市町村98か所 ・病児保育 11市町村16か所	・延長保育は、保護者のニーズは、ほぼ満たしている。少人数ではあるが、急な残業等、保育の時間延長が必要となる場合等の対応が課題となっている。 ・病児保育については、中部・東部では事業を実施しているが、幅多地域では未実施	◆保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 14市町村141か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 5市13か所 ・一時預かり 23市町村99か所 ・病児保育 9市町村16か所	・延長保育、一時預かり事業のニーズはほぼ満たしている。少人数ではあるが、急な残業等、保育の時間延長が必要となる場合等の対応が必要 ・病児保育事業の拡大には、医師・看護師等の担い手確保が難しい。	◆保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 21市町村149か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 5市13か所 ・一時預かり 34市町村100か所 ・病児保育 14市町村17か所	・病児保育については、中部・東部では事業を実施しているが、幅多地域では未実施。	◆保育サービス等の充実 ・延長保育(地域型保育等を含む) 14市町村136か所 ・休日保育(地域型保育等を含む) 5市13か所 ・一時預かり 24市町村100か所 ・病児保育 9市町村20か所		幼保支援課
34	4 日常生活支援の充実	充①実保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○子育て短期支援事業(トワイライトステイ、ショートステイ)の推進	◆H29事業実施市町村に対し、ヒアリングにて事業実施にあたっての課題を聴取(5-8月)		◆21市町村にヒアリングを実施	◆委託先である児童養護施設等の空き不足のため、保護者の必要に応じた受け入れができていない。 ◆市町村の近隣に児童養護施設等がなく、利用できない。	◆里親、ファミリーホームを活用した受入先の確保に向け、里親制度の広報啓発活動を推進 ◆事業を行っていない市町村に対して助言・働き掛け	◆里親希望者の開拓	◆里親制度説明会・相談会の実施(5月:四万十市、6月:高知市、7月南国市) ◆市町村課長・係長会での里親制度等の説明(4/19) ◆事業を実施する21市町村に対して補助金による財政的な支援を継続	◆里親制度説明会・相談会の参加者が伸び悩んでおり(計5組7人)、効果的な広報啓発活動の方法について検討が必要	児童家庭課
35	4 日常生活支援の充実	①保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○放課後児童クラブ等の充実 ○放課後児童クラブの優先的利用の推進	◆放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 148(41) 児童クラブ 175(94) 計 323(135)か所 ②児童クラブ施設整備への助成 3市4か所(予定) ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 12回 ・発達障害児等支援研修 全6回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・全市町村訪問 9月 ・取組状況調査 9月 ◆学校支援地域本部等事業 ①運営費等補助 33市町村125本部207校11園 ※他、高知市が34本部34校 県立学校 5本部5校 ②食育学習を行う学校支援地域本部への助成 ・地域コーディネーター人材の確保や育成が必要。 高知県地域学校協働活動研修会 1回 高知県地域コーディネーター研修会 3回 地域本部で活動する人材の発掘等 ④学校地域連携推進担当指導主事(4名)による支援	◆放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 147(41) 児童クラブ 176(94) 計 323(135)か所 ②児童クラブ施設整備への助成 3市4か所 ※H31年度に1か所繰越し ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 9回 ・発達障害児等支援研修 全6回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月 ◆学校支援地域本部等事業 ①運営費等補助 33市町村124本部208校8園 ※他、高知市が34本部34校 県立学校 5本部5校 ②食育学習を行う学校支援地域本部への助成 3要件を満たした市町村推進校の数の助成 29市町村55校(小36、中19) ・市町村において高知県版地域学校協働本部の設置計画を作成するとともに、市町村の計画を基に県全体の計画を作成し、併せて、次年度における県としての目標値を設定した。それらを次年度以降の展開へつなげていく。	◆放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 145(41) 児童クラブ 180(96) 計 325(137)か所 ②児童クラブ施設整備への助成 4市11か所(予定) ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 7回 ・発達障害児等支援研修 全5回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月 ◆地域学校協働本部事業 ・全市町村で学校支援地域本部事業の取組が行われている。 ・高知県版地域学校協働本部の設置が進んでいる。 3要件を満たした市町村推進校の数の助成 29市町村55校(小36、中19) ・市町村において高知県版地域学校協働本部の設置計画を作成するとともに、市町村の計画を基に県全体の計画を作成し、併せて、次年度における県としての目標値を設定した。それらを次年度以降の展開へつなげていく。	◆放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 145(41) 児童クラブ 180(96) 計 325(137)か所 ②児童クラブ施設整備への助成 4市11か所(予定) ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・推進委員会 2回 ・支援員等研修 7回 ・発達障害児等支援研修 全5回 ・放課後児童支援員認定資格研修 全4日×1 ・子育て支援員研修(放課後児童コース) 全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・全市町村訪問 9~10月 ・取組状況調査 8~9月 ◆地域学校協働本部事業 ・市町村や学校によって、地域と連携・協働した活動内容に差があり、充実の鍵となる地域コーディネーター人材の確保や育成を図る必要がある。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう、県として支援を行っていく必要がある。	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ、申請予定含む 子ども教室 145(41) 児童クラブ 185(98) 実施校率:95.8%(182/190) ②児童クラブ施設整備への助成 4市11か所(予定) ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・支援員等研修 5回 ・子育て支援員研修(放課後児童コース)全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・全市町村訪問 9月~ ・取組状況調査 8~9月 ◆地域学校協働本部事業 ・全市町村で地域学校協働本部事業の取組が円滑に行われるよう、市町村等の取組支援を行うとともに、各市町村における高知県版地域学校協働本部への展開も支援している。 ⇒国や県の実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行っていく。	◆新・放課後子ども総合プラン推進事業(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ、申請予定含む 子ども教室 145(41) 児童クラブ 185(98) 実施校率:95.8%(182/190) ②児童クラブ施設整備への助成 4市11か所(予定) ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金等への支援 ④利用料減免助成等 ⑤食育学習を行う子ども教室への助成 ⑥活動内容の充実と指導員等の人材育成 ・支援員等研修 5回 ・子育て支援員研修(放課後児童コース)全2日×1 ・学び場人材バンクによる現場支援等 ・全市町村訪問 9月~ ・取組状況調査 8~9月 ◆地域学校協働本部事業 ・全市町村で地域学校協働本部事業の取組が円滑に行われるよう、市町村等の取組支援を行うとともに、各市町村における高知県版地域学校協働本部への展開も支援している。 ⇒国や県の実施状況調査等による市町村等への助言や人材育成等の支援を行っていく。	生涯学習課		

【様式2】「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」30年度事業実績及び元年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(H30年度末)	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R元.9月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R元年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
36	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 地域子育て支援センター等の拡充	①地域子育て支援センター等、地域での交流の場への支援の充実	量的確保は各市町村において計画どおり進んでいるが、職員の継続的な確保が難しく、国の基準が年度途中で満たなくなる拠点もある。 地域子育て支援センターが子育て世代包括支援センターとともに地域の各関係機関と連携しながら子育て支援体制の核となり機能充実するためには、地域の実情に応じた具体的な連携体制のイメージをもった議論を重ねていく必要がある	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	①地域子育て支援センター等、地域での交流の場や相談への支援の充実	◆子育て家庭のニーズの多様化への対応が必要であることから、支援者の相談支援等のスキル向上が必要	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	児童家庭課
				<ul style="list-style-type: none"> (量の確保) 市町村訪問 現状把握 支援対象の明確化及び支援方針の整理 子ども・子育て支援交付金を活用した運営費補助 高知県安心子育て応援事業費補助金を活用した小規模拠点の運営費補助 <ul style="list-style-type: none"> (質の確保) 人材育成 施設長研修 地域子育て支援拠点支援員研修 子育て支援員現場体験実習(地域子育て支援拠点事業) 認定者と現場とのマッチング 福祉人材センターへの登録 子育て支援センター現任者研修 機能強化 安心子育て応援事業費補助金の活用 高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーによるセンターへの取り組み支援 <p>(高知版ネウボラの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ネウボラ推進会議(いの町 高知市) 各市町 年間4回 		<ul style="list-style-type: none"> (量の確保) 設置状況 24市町村 1広域連合 52施設 全市町村への訪問・聞き取り 地域子育て支援拠点運営に対する補助 子ども・子育て支援交付金活用 20市町村 安心子育て応援事業費補助金 4町村 1広域連合 一各市町村において計画どおり進んでおり、高知市においては計画以上に設定が進んでいる。(計画の見直しが必要) <ul style="list-style-type: none"> (質の確保) 人材育成 施設長研修 7/6→豪雨のため中止 子育て支援センター職員研修 7/13・14→29名 12/7・8→28名 子育て支援拠点支援員研修 [地域子育て支援拠点事業] 5/16→22名受講(認定19名) 9/15→34名受講(認定33名) 一県外先進地の実践者を講師に招き、課題に応じた実践的な取り組み事例等を交えた学習機会を得ること、実際の現場に活かす事ができた 地域子育て支援拠点支援員研修 [利用者支援事業(基本型)] 9/15→1名受講(認定者1名) 一子育てひろば全国連絡協議会が開催する認定研修(大阪府)を受講 機能強化 安心子育て応援事業費補助金の活用 14市町村 1団体 19サークル 一子育てサークルの活用事例が増えている。 地域資源として、これらの取り組みを活かした支援体制の検討が必要 応援コーナーによる拠点への支援出張相談: 73か所(302件) <p>(高知版ネウボラの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ネウボラ推進会議 高知市 第1回: H30.8.22 第2回: H31.2.18 いの町 第1回: H30.6.22 第2回: H30.11.6 第3回: H30.12.27 第4回: H31.2.13 	<p>一天候により計画どおり実施できなかった研修については、再度実施を検討する必要がある(現任者研修は日程調整し実施)</p> <p>一具体的な実践イメージもてる研修は機能強化に向けて職員のモチベーションにも繋がるため有効。特に、高知版ネウボラを推進していくためには、関係機関や地域資源を活かした支援体制の展開イメージに繋がる研修を重ねていく必要がある</p> <p>一応援コーナーの取り組みが4年目を迎え、助産師の専門性を活かした現場支援として定着してきている。</p> <p>一子育て支援に関わる関係機関がそれぞれの取り組みから見てきた課題や事業分析結果を共有する機会となった。また、目指すべき姿に向かって連携のあり方やそれぞれの機能強化の必要性などを確認する機会となった</p>	<ul style="list-style-type: none"> (量の確保) 市町村訪問 現状把握 活動内容の確認 関係機関との連携状況の確認 全地域子育て支援センターへの訪問・実態把握 子ども・子育て支援交付金を活用した運営費補助 高知県安心子育て応援事業費補助金を活用した小規模拠点の運営費補助 <ul style="list-style-type: none"> (質の確保) 人材育成 子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(地域子育て支援拠点事業) 地域子育て支援センター施設長・市町村職員向け研修 〇現任者向け研修 6/5→23名 〇現任者向け研修 7/17→16名 8/19→25名 9/3~9/4→延べ30名 〇初任者向け研修(認定研修) 6/29→27名受講(認定26名) 7/4→26名受講(認定25名) 機能強化 安心子育て応援事業費補助金の活用(9月末) 14市町村 1広域連合 21サークル 一子育てサークルの活用事例が増えている。 「高知版ネウボラ」の体制構築に向けて市町村とともに取り組んでいく必要性がある。 応援コーナーによる拠点への支援(9月末現在) 出張相談: 46か所(143件) <p>(高知版ネウボラの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ネウボラ推進会議 高知市 意見交換会: R1.5.24 香南市 第1回: R1.5.30 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭のニーズの多様化への対応が必要であることから、支援者の相談支援等のスキル向上が必要 「高知版ネウボラ」の体制を各市町村で構築するためには、各市町村の実状に即した体制を検討しなければならないため、市町村とともに協議をし体制整備を図ることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> (量の確保) 設置状況 24市町村 1広域連合 48施設 地域子育て支援拠点事業実施市町村への訪問・聞き取り(R元年7月~9月) 地域子育て支援拠点運営に対する補助 子ども・子育て支援交付金活用 19市町村 安心子育て応援事業費補助金 6市町村 1広域連合 <ul style="list-style-type: none"> (質の確保) 人材育成 子育て支援員フォローアップ研修及び現任研修(地域子育て支援拠点事業) 〇地域子育て支援センター施設長・市町村職員向け研修 6/5→23名 〇現任者向け研修 7/17→16名 8/19→25名 9/3~9/4→延べ30名 〇初任者向け研修(認定研修) 6/29→27名受講(認定26名) 7/4→26名受講(認定25名) 機能強化 安心子育て応援事業費補助金の活用(9月末) 14市町村 1広域連合 21サークル 一子育てサークルの活用事例が増えている。 「高知版ネウボラ」の体制構築に向けて市町村とともに取り組んでいく必要性がある。 応援コーナーによる拠点への支援(9月末現在) 出張相談: 46か所(143件) <p>(高知版ネウボラの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ネウボラ推進会議 高知市 意見交換会: R1.5.24 香南市 第1回: R1.5.30 	児童家庭課	
37	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ ファミリーサポートセンターの設置の促進	◆高知版ファミリーサポートセンター設置への支援 ◆会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施	◆ニーズが十分顕在化しておらず、市町村において事業実施に踏み切れていない ◆委託先の確保が困難 ◆会員の確保が困難	◆新たなセンターの開設(香美市、いの町、須崎市) ◆高知版ファミリーサポートセンター運営費補助金の活用(8市町村) ◆子育て支援員研修の実施(27名修了) ◆すこやか2018でのPR	制度的効果的な周知を行い、ニーズを顕在化させるとともに、会員の確保を行う	◆ファミリーサポートセンター設置・運営への支援 ◆会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施	◆ニーズが十分顕在化しておらず、市町村において事業実施に踏み切れていない ◆会員の確保が困難 ◆子どもが病気になったときの支援を求める保護者が多いことから、病児・病後児を預かる仕組みが必要	◆新たなセンターの開設(仁淀川町、四万十市、四万十町(予定)) ◆市町村等への訪問による働きかけ(3市町、1団体) ◆すこやか2019でのPR ◆子育て支援員研修の実施(15名修了) ◆リーフレットの配布(随時) ◆ラジオでの広報(1回) ◆新聞広告(1回)	制度的効果的な周知を行い、ニーズを顕在化させるとともに、会員の確保を行う	県民生活・男女共同参画課

【様式2】「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」30年度事業実績及び元年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(H30年度末)	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R元.9月末)	評価(C)	担当課室又は関係機関
				H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R元年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
38	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○子どもの居場所づくりへの支援	◆検討・立ち上げ段階への支援 ○開設・運営手引書の改訂 ○開設準備講座の開催(5回) ○子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(2名) ◆活動の継続・充実への支援 ○子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(再掲) (1)子ども食堂相互が情報交換する場の提供 ○子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(4回) (2)居場所を必要とする子どもをつなげる仕組み ○スクールソーシャルワーカーとの連絡協議会の開催(2回) (3)人材・食材の確保 ○ボランティア養成講座の開催(5回) ○ボランティアリストの提供 ○食材支援情報の提供	○高知市を中心に開設が進んできたが、継続開催の子ども食堂がある市町村は、9市3町にとどまっている。 ○新規開設や開催日数の拡充を進めるためには、子ども食堂開設に向けた気運の醸成や場所確保、スタッフ・食材等の確保も課題となっている。 ○居場所を必要とする子どもをより多く、子ども食堂につなげることが必要である。	◆検討・立ち上げ段階への支援 ○開設・運営手引書の改訂 ○開設準備講座の開催(6/2高知市、6/13香南市、6/15四万十市、11/3高知市、3/12土佐市) ○子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(2名) ◆活動の継続・充実への支援 (1)子ども食堂相互が情報交換する場の提供 ○子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(6/25第1回、9/13第2回、12/6第3回、2/18第4回) (2)居場所を必要とする子どもをつなげる仕組み ○スクールソーシャルワーカーと高知市社協との情報交換会の開催(7/9第1回、2/18第2回) (3)人材・食材の確保 ○ボランティア養成講座の開催(6/2高知市、6/13香南市、6/15四万十市、7/28高知市、8/4南国市) ○子ども食堂からのボランティア求人票の受付開始(8/3~) ○食材支援情報の提供 ・サニーマートによる食材支援開始(10/3~)	◆検討・立ち上げ段階への支援 ・継続開催の子ども食堂がある市町村は1市6町増え、10市9町となった。 ◆活動の継続・充実への支援 (2)居場所を必要とする子どもをつなげる仕組み ・地域の保護者や学校関係者等への更なる子ども食堂の周知・啓発が必要 ・子ども食堂から利用者のニーズに合った支援機関へつなぐことが必要 (3)人材・食材の確保 ・ボランティア養成講座の受講者がまだボランティア登録につながっていない。	◆検討・立ち上げ段階への支援 ○開設・運営手引書の改訂 ○開設準備講座の開催(5回) ○子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(2名) ◆活動の継続・充実への支援 (1)子ども食堂相互が情報交換する場の提供 ○子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(4回) (2)居場所を必要とする子どもをつなげる仕組み ○スクールソーシャルワーカーとの連絡協議会の開催(4回) ○地域コーディネーターによる地域の子ども食堂と支援機関等との連携構築(3市) (3)人材・食材の確保 ○ボランティア養成講座の開催(5回) ○ボランティアリストの提供 ○食材支援情報の提供	◆未開設の地域での新たな設置や定期的な開催が必要 ・スタッフ人材(ボランティア)の確保が必要 ・企業や生産者等から寄せられる食材を効率的に分配するための仕組みが必要 ・子ども食堂と市町村や市町村社協、学校等との連携がまだ十分でないところがある。	◆検討・立ち上げ段階への支援 ○開設・運営手引書の改訂 ○開設準備講座の開催(7/5高知市、8/2高知市) ○子どもの居場所づくり推進コーディネーターの配置(2名) ◆活動の継続・充実への支援 (1)子ども食堂相互が情報交換する場の提供 ○子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(7/22第1回) (2)居場所を必要とする子どもをつなげる仕組み ○SSWと子ども食堂の情報交換会(8/6)の打合せ(6/13土佐市) (3)人材・食材の確保 ○スタッフ養成講座(7/11高知市、8/8香南市) ○食材支援情報の提供 ・サニーマートによる食材支援 ○地域コーディネーターキックオフミーティング(6/21) ○各種会議でのPR(4/11高知市、4/19高知市、4/25高知市、5/27いの町、5/28高知市、6/28いの町)	【9/30現在の実績】 ○子ども食堂の開催状況 11市9町・63団体75箇所 ○高知家子ども食堂登録制度 40団体47箇所 ○子ども食堂支援事業費補助金 27団体4,017,000円(*10月末現在) ○寄附金 18件1,395,990円(*10月末現在)	児童家庭課
39	4 日常生活支援の充実	実① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○学習支援事業の実施	◆子どもの学習・生活支援事業への取り組み (奈半利町、その他町村1箇所)	◆開催場所(奈半利町以外)の検討 ◆支援員の確保	◆奈半利町 5/12~3/23 毎週土曜日開催 参加者 283人(延べ) ◆佐川町 12/6~2/28 毎週2日程度開催 参加者 47人(延べ)	◆子ども食堂と連携した開催日(奈半利町のみ)は一定の参加者数はあったものの、それ以外の日の参加者数はごくわずかであったため、学習支援のみでは訴求力が乏しい。 ◆来年度以降の学習支援は県教育委員会へ移行することとし、今後は県教育委員会の各実施事業への参加を促していく。					福祉指導課
40	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○学習支援事業の実施	◆放課後等学習支援員配置状況(計画) ・30市町村、1学校組合 ・小学校 122校 230名 ・中学校 77校 262名	◆国庫補助金の交付予定額の減額により、一部の学校で放課後等学習支援員の配置を見合わせたり、配置日数を調整せざるを得ない市町村がある。 計画 平均配置時間:6.8時間 現在 平均配置時間:3.7時間 →県・市町村単費を投じて調整中(4.9時間程度になる見込) 予算執行見込調査(8月)を行い、追加交付額を決定(10月)	◆放課後等学習支援員配置状況 ・31市町村、1学校組合 ・小学校 117校 254名 ・中学校 77校 259名	◆授業から放課後までを一貫して担う学習支援員の配置拡充 H29実績:170校 443名 ⇒ H30実績:182校 481名 ・中山間地域においては、地域内での放課後等学習支援員の人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材の確保も見込めないケースがある。 ・放課後等補充学習を実施するための学校組織体制の整備や、教員と放課後等学習支援員の連携が不十分なことにより、計画的・効果的な取組ができていない学校がある。	◆放課後等学習支援員配置状況(計画) ・31市町村、1学校組合 ・小学校 124校 251名 ・中学校 76校 218名	◆国庫補助金の交付予定額の減額により、一部の学校で放課後等学習支援員の配置を見合わせたり、配置日数を調整せざるを得ない市町村がある。	◆放課後等学習支援員配置状況 ・31市町村、1学校組合 ・小学校 110校 195名 ・中学校 68校 168名		小中学校課
41	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○学習支援事業の実施	<通常枠> ・進学に重点を置く5校(南を除く)以外の32校(市立1校を含む)に配置予定 ・H30年度予算の時間数 5,630時間(平成29年度と同じ) <中山間枠>(新設) ・中山間地域・郡部に位置する9校に配置予定 ・H30年度予算の時間数 450時間	・時間講師が配置されていない郡部の学校では、学習支援員の配置を希望するものの、地域内で確保できない事例がある。	<通常枠> ・31校延べ92名(教員免許 あり:67名、なし:24名)配置済 ・配置を希望する学校への学習支援員の配置率:96.9% ・配置の追加を希望する学校及び追加時数の調査完了。10月以降順次申請・認可予定。 ・学習支援員を活用した基礎学力定着のための取組が各校で実施されており、D3層生徒の減少が期待される。 <中山間枠> ・4校6名(教員免許 あり:3名、なし:3名)を配置済 ・進学希望者に対して個々に応じた指導が可能になっている。	・中山間地域の学校を中心に、依然として年間を通じて学習支援員の確保が難しい状況がある。	<通常枠> ・進学に重点を置く5校(南を除く)以外の31校(市立1校を含む)に配置予定 ・令和元年度予算の時間数5,300時間(平成30年度より330時間減) (中山間枠) ・中山間地域・郡部に位置する9校に配置予定 ・平成31年度予算の時間数250時間	・通常枠、中山間共に学習支援員の配置希望校は多いものの、支援員が確保されず、実施希望校に十分な支援員配置が行えていない。	<通常枠> ・30校延べ79名(教員免許 あり:59名、なし:19名)を配置済 ・配置を希望する学校への学習支援配置率:96.7% ・学習支援を活用した基礎学力定着のための取組が各校で期待されており、D3層生徒の減少が期待される。 <中山間> ・1校2名(教員免許 あり:2名)を配置済 ・進学希望者に対して個々に応じた指導が可能になっている。		高等学校課

【様式2】「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」30年度事業実績及び元年度事業計画等

参考資料2

報告機関名(児童家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	計画(P)		実行(D)(H30年度末)	評価(C)	改善(A) / 計画(P)		実行(D)(R元.9月末)	評価(C)	担当課又は関係機関
				H30年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	R元年度実施計画	実施上の課題等		実施後の分析、検証	
42	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 母子生活支援施設の支援機能の充実	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上) ・要支援者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活場面での1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実 (和光寮) 母子生活支援施設において、安心して相談出来る体制の整備 ・要支援者の法テラス・安定所の引率や専門機関への紹介	(ちぐさ) ・入所事由の複雑多様化に対応するための職員のスキルアップ	(ちぐさ) ・入所世帯及び人数 17世帯43人 ・相談員研修参加 29回 ・心理療法相談回数 330回 ・ハローワーク等就労支援機関への同行 4名 (和光寮) ・入所世帯 8世帯25名 ・関係機関とのケース会実施5回 ・外部心理相談員による母子の相談 97回 ・外部心理相談員や相談員による職員のスキルアップ ・弁護士と連携と情報共有し専門機関への引率	(ちぐさ) ・関係機関と連携することにより情報の共有ができた ・要支援者と心理職員や個別担当職員による面談回数が増え、支援の強化が計られた (和光寮) ・定期的に相談員により複雑多様に対応する 職員のスキルアップ。	(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備 ・相談員研修参加(20回以上) ・要支援者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実 ・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活場面での1対1の対応 ・心理療法回数・手法の充実 (和光寮) ・個別対応職員の配置。 ・心理療法担当職員の配置。 被虐待児童等やその保護者へ個別面接や心理面のケア。	(ちぐさ) ・入所事由の複雑多様化に対応するための職員のスキルアップ (和光寮) ・DV被害による入所の増加により、子どもも含めた心理面でのケアや発達障害児のケア。	(ちぐさ) ・入所世帯及び人数 18世帯46人 ・相談員研修参加 8回 ・心理療法相談回数 137回 ・ハローワーク等就労支援機関への同行 3名 (和光寮) ・入所者世帯8世帯25名 ・心理相談員実施33回 ・助産師による性教育講習1回	(ちぐさ) ・複雑で複合的な生きづらさを持った母子が増え職員の処遇、対応力の向上が求められている。 (和光寮) ・個別対応職員や心理療法担当職員により被虐待児及び母親への個別対応と、心理療法による手法など職員増員により支援の強化	児童家庭課
43	4 日常生活支援の充実	② 住宅確保のための支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 公営住宅への入居について優遇措置の実施 ○ 民間賃貸住宅への入居支援	◆引き続き、入居者の選考において、当選確率を高める優遇措置を講ずること、ひとり親世帯への支援を行っている。	◆原則公募であり、募集戸数に限りがあること、利便性の高い団地に応募が集中していること、高齢者、障害者世帯等にも優遇措置を講じていることから、ひとり親世帯全ての入居希望にこたえることができない。	平成30年度県営住宅募集結果第1回(H30.5) ひとり親世帯応募者数 48世帯 同当選者数 7世帯 当選倍率 6.8倍	平成30年度第1回における県営住宅の当選倍率は約7.0倍であるのに対し、ひとり親世帯の当選倍率は約6.8倍となっている。	◆引き続き、入居者の選考において、当選確率を高める優遇措置を講ずること、ひとり親世帯への支援を行っている。	◆原則公募であり、募集戸数に限りがあること、利便性の高い団地に応募が集中していること、高齢者、障害者世帯等にも優遇措置を講じていることから、ひとり親世帯全ての入居希望にこたえることができない。	平成31年度県営住宅募集結果第1回(H31.5) ひとり親世帯応募者数 48世帯 同当選者数 13世帯 当選倍率 3.7倍	平成31年度第1回における当選倍率はおよそ5.9倍であるのに対し、ひとり親世帯の当選倍率はおよそ3.7倍となっている。 昨年より当選者が多くなっているのは、抽選倍率が高くなる母(父)子世帯で且つ子育て世帯(小学就学前児童のいる家庭)等の重複優先要件世帯の応募が昨年より多く、当選確率が上がったのではないかと考えられる。	住宅課
44	4 日常生活支援の充実	② 住宅確保のための支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金)	◆住宅の確保、維持や転居などに必要な資金の貸付を行う。	◆制度の周知を行うための市町村との連携	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金) ・貸付件数:住宅資金0件 転宅資金4件 (高知市2、県2)	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 転宅資金の申請・貸付がH25年度の貸付以降5年ぶりに行われた。	◆住宅の確保、維持や転居などに必要な資金の貸付を行う。	◆制度の内容の周知を引き続き関係機関と連携しながら行うとともに、制度の目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健全やかな育成を支援する)についても十分に周知する必要がある。	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金) ・貸付件数:住宅資金0件 (高知市を除く) 転宅資金2件 (高知市を除く)	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 転宅資金の申請・貸付が前年度同期から2件増加。	児童家庭課